

第 11 次苫小牧市交通安全計画（案）について【概要版】

■第 11 次苫小牧市交通安全計画の策定にあたって

- 1 第 11 次苫小牧市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号）第 18 条第 2 項及び第 26 条第 1 項に基づき、「苫小牧市交通安全対策本部」が策定する。
- 2 本市では、昭和 46 年に「苫小牧市交通安全対策本部会議」を設置し、苫小牧市交通安全計画を策定した。以後 5 年毎の更新を経て、今年度第 11 次苫小牧市交通安全計画を策定する。
- 3 国及び北海道の策定状況
 - ・ 第 11 次交通安全基本計画（国）・・・令和 3 年 3 月 29 日決定
 - ・ 第 11 次北海道交通安全計画　・・・令和 3 年 7 月 7 日策定

第 1 章 交通安全計画について（計画（案）P1～P2）

1 計画の目的

交通安全対策基本法に基づき人命尊重の理念のもと交通事故のない社会を目指して、総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的として策定する。

2 計画の期間

2021(令和 3)年度から 2025(令和 7)年度までの 5 年間。

3 計画の位置付け

「苫小牧市総合計画（第 6 次基本計画）」を上位計画とし、交通安全対策基本法第 26 条に基づき市町村交通安全計画として策定する。

計画の基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
- 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

第 2 章 交通事故等の現状（計画（案）P3～P14）

1 道路交通事故の現状と推移

平成 17 年をピークに、事故発生件数・負傷者数は減少傾向となっている。死者数は、平成 30 年に過去最少 4 人となったが、平成 20 年以降、4 人から 9 人で推移している。

2 第 10 次計画期間中における交通事故発生状況

(1) 道路別交通事故発生状況

	第9次計画期間（H23～H27）						第10次計画期間（H28～R2）					
	発生件数		死者数		負傷者数		発生件数		死者数		負傷者数	
	件数(件)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
市道	1,250	45.3	13	36.1	1,469	43.9	985	44.5	11	33.3	1,113	43.6
国道	735	26.7	8	22.2	926	27.7	637	28.8	10	30.3	768	30.0
道道	626	22.7	9	25.0	785	23.5	472	21.3	10	30.3	549	21.5
その他	147	5.3	6	16.7	165	4.9	120	5.4	2	6.1	126	4.9
合計	2,758	100.0	36	100.0	3,345	100.0	2,214	100.0	33	100.0	2,556	100.0

(2) 第一当事者の「年齢別階層」交通事故発生状況

	第9次計画期間 (H23~H27)						第10次計画期間 (H28~R2)					
	発生件数		死者数		負傷者数		発生件数		死者数		負傷者数	
	件数	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
合計	2,758	100.0	36	100.0	3,345	100.0	2,214	100.0	33	100.0	2,556	100.0
合計のうち												
30歳代	468	17.0	4	11.1	583	17.4	335	15.1	1	3.0	394	15.4
40歳代	425	15.4	5	13.9	503	15.0	363	16.4	4	12.1	436	17.1
70歳以上	333	12.1	9	25.0	402	12.0	316	14.3	9	27.3	362	14.2
計	1,226	44.5	18	50.0	1,488	44.5	1,014	45.8	14	42.4	1,192	46.6

(3) 「類型別 (人対車両)」交通事故発生状況

	第9次計画期間 (H23~H27)						第10次計画期間 (H28~R2)					
	発生件数		死者数		負傷者数		発生件数		死者数		負傷者数	
	件数	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
合計	267	100.0	14	100.0	265	100.0	223	100.0	11	100.0	218	100.0
合計のうち												
横断中	184	68.9	10	71.4	182	68.7	159	71.3	10	90.9	152	69.7

3 第10次計画期間中における施策の取組について

(1) 通学路等の歩道における交通安全施設整備

【交通安全施設整備の状況】

事業内容		平成27年度末 設置状況	第10次計画期間 (H28~R2)			令和2年度末 設置状況
			設置	更新	撤去	
カーブミラー	目標	109基	5基	0基	0基	114基
	実績		8基	0基	0基	117基
スクールゾーン (大型)看板	目標	121基	0基	15基	0基	121基
	実績		0基	9基	7基	114基
警戒標識 (通学路)	目標	697基	30基	0基	0基	727基
	実績		145基	58基	0基	842基
横断歩道灯	目標	118基	0基	25基	0基	118基
	実績		0基	20基	0基	118基

(2) 本市における信号機の設置状況

【信号機等設置状況】

		第10次計画期間 (H28~R2)	
信号機関係 (矢印・時差・連動・福祉)	目標	15基	
	実績	4基	
規制標識等 (速度・横断歩道・一時停止等)	目標	15基	
	実績	1基	

(3) 交通安全思想の普及徹底

【交通安全教室の実施状況】

実施内容			第10次計画期間 (H28~R2)
幼稚園・小学校・ 町内会など	目標	回数	1,789回
		人数	124,356人
	実績	回数	1,519回
		人数	102,832人

(4) 第10次計画期間中における施策の取組の総括

交通安全思想の普及啓発に努めたほか、交通環境の整備については、関係機関と連携しながら、区画線の改良や注意喚起看板の設置、路面表示など道路交通環境の整備を実施してきた。

今後においては、交通環境の整備と交通安全思想の浸透とともに、事故発生頻度の高い高齢運転者に対する安全運転技術の向上、身体・判断能力の確認を支援する取組を重点的に進める必要がある。

第3章 本計画における目標 (計画(案) P15~P17)

1 目標

(1) 一般道路における交通事故死者数を、毎年3人以下にすることを旨とするものとし、本目標達成後は、さらに死者数ゼロに近づけることを旨とする。

(2) 交通事故の発生件数・負傷者数ともに第10次計画期間から 2割減少させる。

【発生件数 2,214件→1,771件 負傷者数 2,556人→2,045人】

計画における体系

交通事故のない安全で安心なまち とまこまいを目指して

【計画の基本理念】

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全思想
- 3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築



本計画における目標

- 1 一般道路における交通事故死者数を、毎年3人以下にすることを旨とするものとし、本目標達成後は、さらに死者数ゼロに近づけることを旨とする。
- 2 交通事故の発生件数・負傷者数ともに第10次計画期間から2割減少させる。



交通事故のない社会の実現に向けた課題

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 生活道路における安全確保
- 4 飲酒運転の根絶



施策の柱

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 交通事故被害者支援の充実

第4章 交通安全施策 (計画 (案) P18~P37)

1 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 交通安全施設等整備事業の推進
- (3) 効果的な交通規制の推進
- (4) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (5) 総合的な駐車対策の推進
- (6) 冬季道路交通環境の整備

■具体的な取組

【交通安全施設整備の目標】

事業内容	第11次計画期間 (R3~R7)	
	設置	更新
カーブミラー	5基	0基
スクールゾーン (大型) 看板	0基	5基
警戒標識 (通学路)	10基	0基
横断歩道灯	0基	5基

【信号機等設置目標】

	第11次計画期間 (R3~R7)
信号機関係 (矢印・時差・連動・福祉)	5か所
規制標識等 (速度・横断歩道・一時停止等)	10か所

2 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 市民の参加・協働の推進

■具体的な取組

【交通安全教室の実施目標】

実施内容	第11次計画期間 (R3~R7)
幼稚園・小学校・ 町内会など	1,750回
	122,500人

【交通安全教育の実施目標】

実施内容	第11次計画期間 (R3~R7)
実践型交通安全教室の開催	50回
老人クラブ交通安全教室	125回

【交通安全用品の配布目標】

実施内容	第11次計画期間 (R3~R7)
高齢者交通安全街頭啓発	6,000個
老人クラブ交通安全教室	3,500個

【飲酒運転根絶見廻り街頭啓発】

実施内容	第11次計画期間 (R3~R7)
飲酒運転根絶見廻り街頭啓発	30回

【自転車教室等実施目標】

実施内容	第11次計画期間 (R3~R7)
自転車教室	200回
春・秋の通学路における 街頭啓発	20か所
	10回

3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育の充実
- (2) 子どもや高齢者等に対する保護意識の向上
- (3) 企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進等

■具体的な取組

【交通安全教育の実施目標（再掲）】

実施内容	第11次計画期間 (R3～R7)
実践型交通安全教室の開催	50回
老人クラブ交通安全教室	125回

【交通安全用品の配布目標（再掲）】

実施内容	第11次計画期間 (R3～R7)
高齢者交通安全街頭啓発	6,000個
老人クラブ交通安全教室	3,500個

4 車両の安全性の確保

- (1) 先進安全自動車（ASV）の普及促進
- (2) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進
- (3) 自転車の安全性の確保

■具体的な取組

【苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置補助事業】

実施内容	第11次計画期間 (R3～R5の3か年)
障害物検知機能付きペダル踏み間違い 急発進等抑制装置設置補助 (上限20,000円/台)	45台
ペダル踏み間違い急発進等抑制装置 設置補助 (上限10,000円/台)	60台

【自転車教室等実施目標（再掲）】

実施内容	第11次計画期間 (R3～R7)
自転車教室	200回
春・秋の通学路における 街頭啓発	20か所
	10回

5 救助・救急活動の充実

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- (4) ドクターヘリ事業の推進

6 交通事故被害者支援の充実

- (1) 交通事故相談業務の充実

第5章 計画の推進体制と管理 (計画 (案) P38)

1 計画の推進体制

市民生活部が庁内関係部局との連携を図るとともに、全庁的な連絡調整を担い、必要に応じて関係部局と連携し取組を進めるとともに、「苫小牧市交通安全推進委員会」が計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進する。

2 庁内組織の連携強化

本計画の推進並びに多岐に渡る交通安全施策の継続的な取組及び情報共有・意見交換の場として、「交通安全対策庁内連絡会議」を組織し、一層の連携強化を図る。

3 計画の進捗管理

「苫小牧市交通安全推進委員会」において、計画に基づく施策の進捗状況について検証評価を実施し、新たな施策や計画の見直しの必要性についても議論する。

■策定スケジュール

令和3年11月	苫小牧市交通安全対策本部において「本計画 (案)」を承認
令和3年12月	市議会へ「本計画 (案)」の内容説明
令和3年12月 ~令和4年1月	パブリックコメントの実施
令和4年2月	苫小牧市交通安全対策本部会議の開催
令和4年3月	市議会へ報告